



水道ガス課からのお知らせ

水道・ガス料金および下水道使用料の消費税率変更について

令和元年10月1日から水道・ガス料金および下水道使用料は、法律の改正に伴い消費税率が8%から10%に変更となります。
 ただし、経過措置として9月30日以前から継続して使用している場合は、10月分の料金および使用料に限り、従前の税率8%が適用され、11月分料金および使用料から10%を適用します。
 なお、10月1日以降、新たに使用を開始される方については、10%の税率を適用します。

「ガス導管漏えい検査」および「ガス消費機器・内管検査」のお知らせ

この両検査は、4年に1回、ガス事業法に基づいてガスを安全に使用していただくための大切な検査です。
 「ガス導管漏えい検査」は、道路に埋設されているガス導管および敷地内住宅等の建物までのガス引き込み管のガス漏れを検査（ボーリング）し、「ガス消費機器・内管検査」は、各家庭に訪問し、ガス消費機器の安全性確認および内管のガス漏れを検査するものです。
 両検査の対象地区・予定期間は、次のとおりとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

- ガス導管漏えい検査 【予定期間】 10月中旬から11月下旬 【対象地区】 高砂、温泉
- ガス消費機器・内管検査 【予定期間】 10月中旬から翌年1月下旬 【対象地区】 大町、本町、元町

「ガスと暮らしの安心」運動期間 <9月1日～11月30日>

- ～お届けしているガスの種類は…～
- 町営ガスを利用されているみなさまへお届けしているガスは13Aです。
 ガス機器には、適合するガスの種類を示したラベルが貼られています。ガス機器がガスの種類と合っているか必ずご確認ください。
- ～ガス機器をご使用のみなさまへ～
 <ガスを安全に使うために！>
- 換気を十分に、不完全燃焼をおこさないようにしましょう。
 - 料理中は、ガステーブルから離れないでください。
 - ガス臭いと感じたら、窓や戸を大きくあけて換気をしましょう。換気扇などの電気のスイッチは着火源となるおそれがあるので、絶対触れないでください。すぐに水道ガス課へ連絡を！
 - 地震が発生したら、まず落ち着いてゆれが収まってから、使用中のガス機器の火を消してください。
 <小型湯沸器を使うために！ 3つのアドバイス>
 - 必ず窓を開けるか、換気扇を回してください。
 - 風呂、洗濯、シャワー用には使わないでください。
 - 気分が悪いと思ったら、ただちに使用を中止して、換気をおこなってください。

お問い合わせ先 水道ガス課 (☎2-2862)

し尿くみ取り料金が変わります

10月1日より10リットル当たり48円が49円に

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に改正されることに判い、し尿くみ取り料金10リットル当たり、48円（うち消費税相当額3円）を49円（うち消費税相当額4円）に改正し、令和元年10月1日から実施することになりました。

この度の改正により、一般家庭1回のくみ取り量500リットルでは、2,400円が2,450円で50円の増額となります。

山越郡衛生処理組合では、し尿のくみ取り収集を業者に委託し、快適な生活環境の向上に努めております。各家庭におかれましては、何かと出費がかさむことと存じますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 長万部町役場生活環境課内 山越郡衛生処理組合事務局 ☎01377-2-2453